

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正  
（県例規集登載）

経営支援課

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 特定計量器定期検査

工業技術センター

○ 保安林の解除予定

治山課

### 【公告】

○ 落札者等の決定

デジタル推進課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 公共測量の終了

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 一般競争入札の実施

建築指導課

○ 一般競争入札の実施

建築指導課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百九十六号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。  
令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。  
第四条第十一号ハを削る。

第六条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。  
第八条中「融資の対象者の欄一、二又は七」を「融資の対象者の欄一又は二」に改める。

次のいずれかに該当する中小企業者又は組合	(1) 融資の対象者が1から3までのいずれかである場合は、経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地の取得資金を除く。）	8,000万円	10年以内（2年以内。ただし、融資の対象者が7である場合は、5年以内）	同上	融資の対象者が1又は2である場合は、年1.15%以内融資の対象者が3から6までのいずれかである場合は、年1.65%以内融資の対象者が7である場合は、年1.15%以内。ただし、融資の実行の日から3年間は、年0.50%以内	付表1のとおり ただし、融資の対象者が1又は2である場合は、年0.80% 融資の対象者が6である場合は、年0.70% 融資の対象者が7である場合、特定中小企業者又は激甚災害（令和6年能登半島地震による災害に限る。）
1 信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者						
2 信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者（以下「特定中小企業者」という。）（同項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当することについて同項に規定する市町村長の認定を受けた者に限る。）	(2) 融資の対象者が4である場合は、事業継続計画の策定又は実施に必要な資金 (3) 融資の対象者が5である場合は、防災対策の実施に必要な資金 (4) 融資の対象者が6である場合は、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の実施に					
3 知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている者						
4 事業継続計画（BCP）を策定し、又は実施する者						
5 防災対策を実施する者						
6 中小企業等経営強化法第56条第1項又は第58条第1項に規定する経済産業大臣の認定を受けた者						
7 伴走支援型特別保証の対象となる者						

別表第九号中

	<p>必要な資金（建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。）</p> <p>(5) 融資の対象者が7である場合は、経営の維持及び安定のために必要な運転資金、設備資金（土地の取得資金を除く。）、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき指定された令和6年能登半島地震による災害（以下「令和6年能登半島地震による災害」という。）に限る。）の影響を受けた事業の再建に必要な事業資金及び知事が別に定める既往の借入金の返済資金</p>					<p>の影響を受けた者である場合は年0.20%、その他の者である場合は付表5のとおり</p>
--	--	--	--	--	--	--

セ

次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者 2 信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者（以下「特定中小企業者」という。）（同項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当することについて同項に規定する市町村長の認定を受けた者に限る。） 3 知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている者 4 事業継続計画（BCP）を策定し、又は実施する者 5 防災対策を実施する者 6 中小企業等経営強化法第56条第1項又は第58条第1項に規定する経済産業大臣の認定を受けた者	(1) 融資の対象者が1から3までのいずれかである場合は、経営の維持及び安定のために必要な運転資金及び設備資金（土地の取得資金を除く。） (2) 融資の対象者が4である場合は、事業継続計画の策定又は実施に必要な資金 (3) 融資の対象者が5である場合は、防災対策の実施に必要な資金 (4) 融資の対象者が6である場合は、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の実施に必要な資金（建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。）	8,000万円	同 上	同 上	融資の対象者が1又は2である場合は、年1.15%以内 融資の対象者が3から6までのいずれかである場合は、年1.65%以内	付表1のとおりただし、融資の対象者が1又は2である場合は、年0.80% 融資の対象者が6である場合は、年0.70%
--	--	---------	-----	-----	---	--

資金（同号の融資の対象者の欄7に該当する者に限る。）  
 中央銀行や証券会社  
 証券

この表は、岡山県ホームページ、第9号に掲げる

(施行期日)

1 この告示は、令和六年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱別表第九号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄7に該当するものに限る。）であって、令和六年六月三十日までに岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金については、なお従前の例による。

# 令和6年6月21日 岡山県公報 第12610号

## ◎岡山県告示第二百九十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。  
なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名称 清水建設株式会社・株式会社竹中土木  
住所 米子自動車道三平山トンネル工事特定建設工事共同企業体  
住所 東京都中央区京橋二丁目16番1号  
氏名 代表者 清水建設株式会社 取締役社長 井上 和幸
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 米子自動車道三平山トンネル工事  
所在地 岡山県真庭市蒜山上徳山273番5他

# 令和6年6月21日 岡山県公報 第12610号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	55 生コンクリート製造業の用に 供するパッチャープラント	
能	力	25m <sup>3</sup> /h	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		1サイクル1時間を4回/日	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2	4
	p H	11	13
	B O D (mg/L)	5	10
	C O D (mg/L)	5	10
	S S (mg/L)	1,000	3,000
	油 分 (mg/L)	1	2
	T - N (mg/L)	10	15
	T - P (mg/L)	1	1.5
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	<50	<50
	大腸菌数 (CFU/mL)	<20	<20

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和6年6月21日 岡山県公報 第12610号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	新 設				
工場又は事業場における施設番号	②				
種 類 及 び 型 式	機械処理式				
構 造	角形シックナー/フィルタープレス				
主 要 寸 法	原水槽：2.16m <sup>3</sup> 沈殿槽：22.4m <sup>3</sup> PAC槽：4m <sup>3</sup> シックナー槽：45m <sup>3</sup> 脱水機：6.3Kw×490L				
能 力	100m <sup>3</sup> /h				
処 理 の 方 法	pH処理及び凝集沈殿方式				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	233	2400	233	2400
	p H	11	11	5.8～8.6	5.8～8.6
	B O D (mg/L)	5	10	5	10
	C O D (mg/L)	5	10	5	10
	S S (mg/L)	1000	2000	40	50
	油 分 (mg/L)	1	2	1	2
	T - N (mg/L)	10	15	10	15
	T - P (mg/L)	1	1.5	1	1.5
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	<50	<50	<50	<50
	大腸菌数 (CFU/mL)	<20	<20	<20	<20



# 令和6年6月21日 岡山県公報 第12610号

## (5) 排水口に関する事項

排水口番号	排水口No. 1		雨水排水口	
	新設	新設	新設	新設
区分	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	233	2400	0	0
p H	5.8~8.6	5.8~8.6	-	-
BOD (mg/L)	5	10	-	-
COD (mg/L)	5	10	-	-
SS (mg/L)	40	50	-	-
油分 (mg/L)	1	2	-	-
T-N (mg/L)	10	15	-	-
T-P (mg/L)	1	1.5	-	-
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	<50	<50	-	-
大腸菌数 (CFU/mL)	<20	<20	-	-

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和6年6月21日から同年7月12日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び真庭市役所



◎岡山県告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除予定保安林の所在場所  
久米郡久米南町下鞆字正田向二二六の一二（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び久米南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和6年6月21日 岡山県公報 第12610号

〔三一八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 調達件名  
岡山県文書管理システム導入業務
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県総務部デジタル推進課  
岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日  
令和六年六月七日
- 四 落札者の氏名及び住所  
株式会社フラインゲックス  
東京都千代田区大手町一丁目七番二号
- 五 落札金額  
一三〇、九〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一一、九〇〇、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 七 入札公告日  
令和六年四月二十三日

令和6年6月21日 岡山県公報 第12610号

〔三一九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局宇野港湾事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市大島中及び 浅口市寄島町地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年六月十一日から同 年八月三十日まで	測 量 期 間

令和6年6月21日 岡山県公報 第12610号

〔三二〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	総社市槇谷地内
測量の種類	公共測量（用地測量）
測量期間	令和六年六月七日から同年七月三十一日まで

令和6年6月21日 岡山県公報 第12610号

〔三二一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市中北上及び真庭市上河内地区	測量区域
公共測量（航空レーザ測量）	測量の種類
令和六年五月二十四日	終了年月日

〔三二二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月二十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一〇八五番一、一〇八五番一〇、一〇八五番一一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二四〇六番地一レガーロⅡ三〇三

外山 司

外山 美香

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二十四日岡山県指令建指第七八号



〔三二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾壺ノ割七〇五番四、七〇五番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟一〇八〇番地七コフレA一〇三

水島 圭一

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月二十六日岡山県指令建指第四四五号

〔三二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字金井戸一六四六番一五、一六四六番一六、一六四七番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一六四七番地五

宮森 雅久

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月十一日岡山県指令建指第一四号

〔三二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字西ノ内一〇八五番一、一〇八五番一〇、一〇八五番一一

二 公共施設の種別

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二四〇六番地一レガールロⅡ三〇三

外山 司

外山 美香

五 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二十四日岡山県指令建指第七八号

【三十二】 政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 次

## 1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量  
小形除雪車(1.5m級-1.8m幅) 1台
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び小形除雪車(1.5m級-1.8m幅)仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。
- (3) 納入期限  
令和7年3月25日(火)
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、下取物品の引取り及び処分に必要な費用、調達物品の輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。ただし、自動車損害賠償責任保険の保険料、自動車重量税、自動車リサイクル料金及び自動車保管場所証明手数料は諸経費に含めないこと。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年岡山県告示第27号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

## 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和6年7月16日(火) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7539

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年6月21日(金) から同年7月23日(火) まで (岡山県の休日を定める

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月2日(金) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和6年8月1日(木)17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和6年7月23日(火)17時までに、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

# 令和6年6月21日 岡山県公報 第12610号

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :  
Small Rotary Snowplow (1.5meter class Max Snow clearing width 1.8meter)  
1 unit
- (2) Delivery date :  
By 25 March (Tuesday) , 2025
- (3) Delivery place :  
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :  
1:10 P.M. 2 August (Friday) , 2024
- (5) Contact point for the notice :  
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies  
Division  
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan  
TEL 086-226-7539

【三二二七】政府調達に関する総括的運用を促す調達のついでに、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年六月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 大

1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量  
EVBバス 1台
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及びEVBバス仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限  
令和7年3月24日（月）
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、調達物品の輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。ただし、自動車損害賠償責任保険の保険料、自動車重量税、自動車リサイクル料金及び自動車保管場所証明手数料は諸経費に含めないこと。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び業務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和6年7月11日(木) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7539

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年6月21日(金) から同年7月19日(金) まで (岡山県の休日を定める条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」という。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和6年7月31日(水) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和6年7月30日(火) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和6年7月19日(金) 17時まで、4(1)の場所に提出 (郵送等によるものを含む。) しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他



# 令和6年6月21日 岡山県公報 第12610号

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :  
Electric bus 1 unit
- (2) Delivery date :  
By 24 March (Monday), 2025
- (3) Delivery place :  
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :  
1:10 P.M. 31 July (Wednesday), 2024
- (5) Contact point for the notice :  
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies  
Division  
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan  
TEL 086-226-7539